

漏れなく活用しましょう！ 月次支援金

<月次支援金とは>

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。一定の条件を満たした事業者には「最大20万円/月」の支援金が給付されますので、申請条件やスケジュールを把握しておきましょう。

申請要件

要件1

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う **飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること

要件2

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること

要件1・2を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となり得ます。

給付額

- 中小法人：上限20万円/月
- 個人事業者等：上限10万円/月
- 給付額：「2019年または2020年の基準月の売上」－「2021年の対象月の売上」

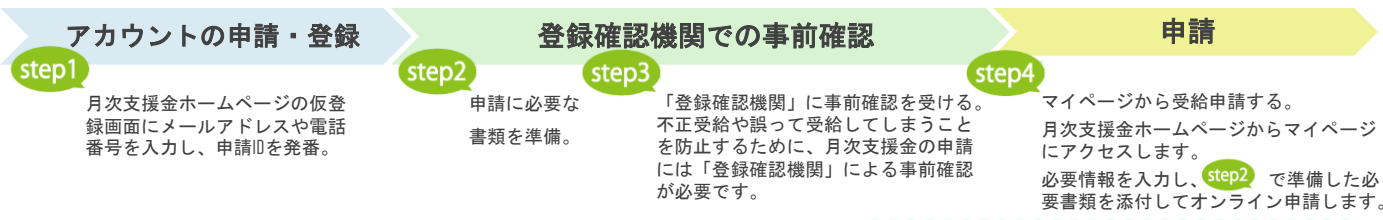
Check!

中小企業庁ホームページにて、給付額（申請額）のシミュレーションが行えます。



月次支援金シミュレーションはこちら

はじめて申請される方の手続きの流れ



申請期間

- 4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日
 - 6月分：2021年7月1日～8月31日
 - 7月分：2021年8月1日～9月30日
- 以降、原則として対象月の翌月から2か月間が申請期間とされています。

2回目からは、**step4** のみで申請可能です。

コロナ対策として国が用意している支援制度は抜け漏れなく活用するようにしましょう。今回ご紹介した「月次支援金」は要件を満たせばすべての事業者が受給できます。

給付条件を満たした月は毎回WEB申請が必要です。受付期間内に忘れずに申請しましょう。



※YouTube動画もご視聴ください。

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など